

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

島根県立隠岐水産高等学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体にも重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。ことに、急速な情報科学技術の発達は新たな「いじめ問題」を引き起こし、いじめはますます複雑化、潜在化し、解決を困難にしている。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「いじめ防止対策推進法」及び「島根県いじめ防止基本方針」に則って、「学校いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）」を定める。

2 いじめ防止等に係る基本的な考え方（いじめとは）

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体にも重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

- いじめは、いかなる事由によっても正当化されない、絶対に許されない行為である。
- いじめは、いじめる側が悪い、卑怯な行為である。
- いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る。
- いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である。

（3）いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは「いじめを受けている生徒」、「いじめを行っている生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

（4）いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊、無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

いじめの問題に取り組むにあたり、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応など、いじめ問題への実効的な取組を組織的に推進するために「いじめ防止対策委員会」を設置し、日常的な指導体制の確立をはかり（別紙1）、あるいは緊急時の組織的対応を進める（別紙2・3）。

4 いじめの未然防止

いじめ問題の本質的な克服のためには、いじめの未然防止の取り組みを行っていくことが重要である。このため、以下のような取り組みを進める。

- 教育活動全体を通じて人権意識を高め、自他の存在を等しく認め、信頼できる人間関係を構築する能力を養っていく。
- いじめの要因の一つとして指摘されているストレスを軽減するような取り組みを行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくりを進め、自尊感情を持たせる。

（1）学習指導、生活指導の充実

- ・ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ・ 規範意識、帰属意識を高め合い、互いを思いやる集団づくり

（2）人権教育、道徳教育の充実

- ・ 人権感覚の醸成のためのホームルーム活動
- ・ 人権・同和教育全体計画、道徳教育全体計画に基づく諸活動

（3）特別活動の充実

- ・ ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ ボランティア活動

（4）情報教育の充実

- ・ 教科「海洋情報技術」やホームルーム活動における情報モラル教育
- ・ 情報モラルに関する指導

（5）教育相談の充実

- ・ 面談の定期的実施（時期の設定）や各種調査による実態把握
- ・ SCによるカウンセリング

（6）保護者・地域との連携

- ・ いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・ 学校公開の実施

特に配慮が必要な生徒への対応

以下に挙げた例をはじめとして、生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携を更に進め、配慮が必要な生徒について情報共有を行う。

- 発達障害を含む、障害のある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行うしつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係わる生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した生徒、又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。いじめのサインを見逃すことのないよう生徒の言動に常に注意し、速やかに対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめを受けた生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」(別紙2・3)により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめを受けた生徒・いじめを行っている生徒のサイン

いじめを受けた生徒は自分から言い出せないことが多い。「いじめを受けている生徒・いじめを行っている生徒のサイン」(別紙4)等により、多くの教職員の目で多くの場面を観察し、小さなサインを見逃さない。

(3) 教室・家庭でのサイン

教室がいじめの場所となることが多い。また、いじめを受けた生徒は、家庭でも多くのサインを出している。「教室・家庭でのサイン」(別紙5)等により、保護者との連携のもと、生徒の動向を振り返るなど、サインを見逃さない。

(4) 相談体制の整備

S C制度を活用するなど相談窓口を設置し、その周知を徹底するとともに、面談を定期的実施するなど、生徒が安心して相談できる体制を整備する。

(5) 定期的調査の実施

いじめ実態調査アンケート等の調査によって、実態の把握に努める。

(6) 情報の共有

要配慮生徒の実態把握や進級時の引継ぎにあたっては、報告経路を明示するとともに報告を徹底し、職員会議等での情報共有を図る。

6 いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。まず、発見・通報を受けた教職員はいじめ防止対策委員会あるいは管理職等に速やかに報告し、情報を共有する。その後は、いじめ防止対策委員会が中心となって速やかに事実確認を行い、教育委員会に報告するとともに、関係者への対応を開始する。

その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切である。いじめを行った生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。関係する諸機関との連携を図り、一体的な対応をすることが重要である。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに関わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(1) 生徒への対応

①いじめを受けている生徒への対応

いじめを受けている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめを受けている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

②いじめを行っている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした対応を行うとともに、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。

③関係集団への対応

見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする生徒に対して、傍観することはいじめへの加担であることに気づかせ、自分たちでいじめ問題を解決しようとする意欲を育成する。

(2) 保護者への対応

①いじめを受けている生徒への保護者に対して

できるだけ速やかに事実関係を伝えるとともに、今後の対応について情報共有を行う。

②いじめを行っている生徒の保護者に対して

迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(3) ネット上のいじめへの対応

①早期発見と被害拡大の防止

いじめ実態調査アンケート等の調査によって早期発見に努めるとともに、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等の書き込みが発見された場合には、必要に応じて法務局や警察と適切な連携を図りつつ、直ちに削除するなどの措置をとる。

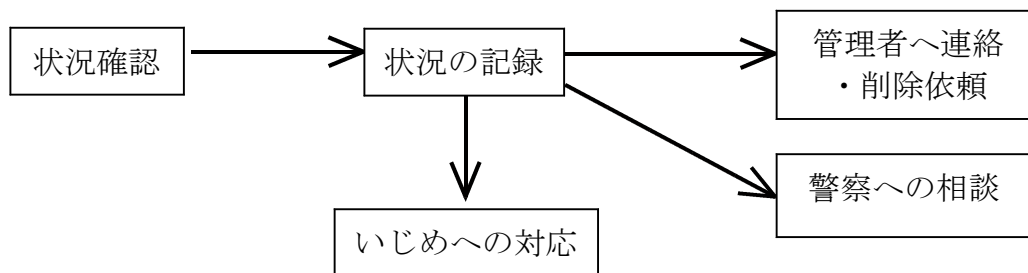
②情報モラル教育の推進

SNSや携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、教科「情報」などを中心に、情報モラル教育の推進をはかる。

③保護者への啓発

ネット上のいじめに関する情報を提供し、フィルタリングや保護者による見守りなど、家庭の協力を求める。

④不当な書き込みへの対処



(4) 関係機関との連携

①教育委員会との連携

関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法に関する助言などを得る。また、関係機関との調整を依頼する。

②警察との連携

心身や財産に重大な被害が疑われたり、犯罪等の違法行為があったりする場合は、速やかに警察と連携をとる。

③福祉関係機関との連携

家庭での生徒の生活や環境を把握し、必要に応じて家庭の養育に関する指導・助言を依頼する。

④医療機関との連携

精神保健に関する相談や、精神症状についての治療や指導・助言を依頼する。

(5) その他の留意事項

① 組織的な体制整備

- 学校は、いじめへの対応については、学校に置かれたいじめの防止等の対策のための組織を中心として、特定の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組む。
- 教職員による教育指導のあり方が、いじめを誘発したりいじめを深刻化させる要因となりうるため、そのようなことがないよう教職員の教育指導のあり方を学校全体で定期的に点検・反省し、教職員の人権意識を高めるよう校内研修等に取り組む。

- 学校自体の雰囲気、生徒にとって居心地の良さや自己肯定感・自己有用感を感じにくいような息苦しさがあると、いじめを誘発する可能性も懸念されるため、温かい学校、温かい学級づくりに学校全体で取り組む必要がある。

② 校内研修の充実

学校は、すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、教育委員会が策定した「いじめ問題対応の手引き」等を活用して少なくとも年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。

③ 学校相互間の連携体制の整備

学校は、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士で情報共有を図り、いじめを受けた生徒、その保護者やいじめを行った生徒、その保護者に適切に支援、指導・助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

④ 地域や家庭との連携及び保護者への支援

学校は、学校基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校とPTA、民生委員、地域の関係団体がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校支援地域本部を活用したり子どもの相談を受ける役割を担う民間団体等との連携を図るなどして、地域や家庭と連携した対策を推進する。

⑤ 学校評価・教職員評価

学校は、学校評価において、その目的を踏まえ、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握が促進され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価することができるようにする。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教職員評価においても、管理職は、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、教職員の日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見の取組、いじめを認知した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価することができるよう、実施要項の策定や評価記録書の作成を行う。

⑥ 法の理解増進等

保護者など県民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

7 重大事態への対応

以下の定義のいずれかに該当する事案が発生した場合は、「重大事態」として速やかに対処する。なお、事実関係が明確にされていない段階であっても、その疑いがある場合には、「重大事態」として対処する。

(1) 重大事態の定義

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合 など
- 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により適切に判断する。
- 生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 具体的な対応

- ① 重大事態が発生した場合は、その旨をすみやかに学校の設置者に報告する。

- ② 重大事態の調査を学校が主体となって実施する場合は、学校の設置者と連携を図り、学校に設置されているいじめの防止等の対策のための組織を母体とした調査組織をすみやかに設置する。なお、組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ③ 重大事態の調査にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、生徒等から聴き取りを行うにあたっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。
- いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合学校は、調査においていじめを受けた生徒からの聴き取りができる場合は、その生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に考えて行う。その際、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた生徒への指導をすみやかに行き、いじめをやめさせる。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合学校は、その生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

<いじめを受けた生徒が自死した場合の対応の留意点>

学校は、生徒の自死という事態が起こった場合の調査については、当該事案の事実究明及びその後の自死防止に資する観点から、以下の点に留意して自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

- 保護者等に対して説明を尽くし、その要望・意見を十分聴き取って、できる限りの配慮を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても説明を尽くし、できる限りの配慮を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を実施する組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。
- できる限り、偏りのない資料や情報をより多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自死報道への提言を参考にする。
- いじめを受けた生徒が自死を企図し未遂に終わった場合は、希死念慮（自死したい、死にたいと思うこと）が強く残されることが懸念されるため、調査による二次被害を防止する観点から、慎重な配慮が求められる。生徒の心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必

要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。質問紙等の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

(4) 調査結果の報告

調査結果は、教育委員会を通じて知事に、報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。